

令和 2 年度 動物実験実績

1 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 3 1 日

2 飼養保管施設一覧

所在地	保養保管施設名
広島市南区宇品東一丁目 1-7-1	広島キャンパス実験動物飼養保管施設
庄原市七塚町 5-5-6-2	庄原キャンパス 4 号館 7 階動物飼育室
	庄原キャンパス 5 号館 5 階動物飼育室
	庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター 動物飼育室
三原市学園町 1 番 1 号	三原キャンパス動物飼育室

3 動物実験計画書承認状況

申請 件数	審査結果						申請者による申請 取下	終了 件数
	承認		条件付 承認	変更の 勧告	不承認	審査 対象外		
	(修正なし)	(修正あり)						
24	21	3	0	0	0	0	16	

4 使用実験動物数 (匹)

マウス	ラット	ウシガエル	ブタ	ウシ
1073	61	16	354	1

5 令和 3 年 3 月 3 1 日における動物種別飼養数

マウス	ラット	ウシガエル	ブタ	ウシ
1495	0	0	0	0

6 動物実験施設利用者数

施設名	延べ利用者数
広島キャンパス実験動物飼養保管施設	64
庄原キャンパス 4 号館 7 階動物飼育室	6
庄原キャンパス 5 号館 5 階動物飼育室	604
庄原キャンパスフィールド科学教育研究センター動物飼育室	1795
三原キャンパス動物飼育室	171

7 成果

研究論文	著書	学会等発表	博士論文	修士論文	卒業論文	学生実験
4	0	8	0	0	1	2

8 教育訓練実施状況

実施日	キャンパス	受講者数	教育内容
R2. 9. 4	広島	34	・教育訓練を受講した2名の教員を講師として、「生理学実験 事前ガイダンス～動物実験の実践倫理～」の講義を行った。
R2. 11. 17 ～12. 3	広島	3	・動物実験講習会のDVD（庄原 C 作成）を用いた講習
R2. 4. 10	広島	3	・動物実験講習会のDVD（庄原 C 作成）を用いた講習
R2. 11. 18	広島	4	・安全管理、飼育環境、倫理、実験処置（麻酔、安楽死）などを添付のハンドアウトを使用して講義、討論を行った。
R2. 4～	庄原	4	・大学共通の教育訓練資料として動物実験講習会のDVDを作成し、講義資料とともにキャンパス間で共有した。
		5	・大学共通の教育訓練資料として動物実験講習会のDVDを作成し、講義資料とともにキャンパス間で共有した。
		159	・大学共通の教育訓練資料として動物実験講習会のDVDを作成し、講義資料とともにキャンパス間で共有した。
		120	・大学共通の教育訓練資料として動物実験講習会のDVDを作成し、講義資料とともにキャンパス間で共有した。
R2. 6. 25	三原 (佐藤)	3	・実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・飼養保管マニュアル（三原キャンパス）を元にした教示
R2. 6. 30	三原 (佐藤)	10	・実験動物学会が作成した教育訓練用動画の視聴 ・飼養保管マニュアル（三原キャンパス）を元にした教示
計 7 回		計 345 名	

9 動物実験委員会委員名簿

区分	部局名	職名	氏名	専門分野	要領区分	基本指針区分
委員長 (人間文化)	人間文化学部	教授	栢下淳	臨床栄養学	(1)	A
委員	人間文化学部	教授	北台靖彦	病理解剖学	(2)	B
委員	人間文化学部	教授	福場良之	運動生理学	(3)	C
委員	人間文化学部	助教	鍛島秀明	応用生理学	(3)	C
委員	生命環境学部	准教授	山下泰尚	内分泌生理学	(1)	A
委員	事務局	次長	佐藤哲義		(4)	C
委員長 (生命環境)	生命環境学部	教授	稲垣匡子	免疫学	(1)	A
委員	生命環境学部	教授	入船浩平	植物遺伝子工学	(3)	C
委員	生命環境学部	教授	達家雅明	ゲノム制御システム生物学	(1)	A
委員	生命環境学部	准教授	阿部靖之	動物生殖科学	(2)	B
委員	生命環境学部	准教授	山下泰尚	内分泌生理学	(2)	B
委員	生命環境学部	准教授	大草輝政	西洋古代哲学	(3)	C
委員	事務局	事務部長	山崎輝雄		(4)	C
委員長 (保健福祉)	保健福祉学部	教授	森大志	脳神経科学	(1)	A
委員	保健福祉学部	教授	津森登志子	解剖学	(2)	A
委員	保健福祉学部	准教授	田口亜紀	耳鼻咽喉科学	(1)	B
委員	保健福祉学部	助教	佐藤勇太	理学療法学	(1)	B
委員	保健福祉学部	准教授	細羽竜也	臨床心理学	(3)	C
委員	事務局	部長	川崎裕展		(4)	C

県立広島大学動物実験委員会要領 区分

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、研究推進委員会委員長が任命又は委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して識見を有する者
- (2) 実験動物に関して識見を有する者：実験動物管理者
- (3) 一般の立場から意見を述べることのできる者
- (4) その他学長が必要と認めた者

文科省基本指針 区分

- A: 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 B: 実験動物に関して優れた識見を有する者
 C: その他学識経験を有する者